［４枚目　略］

［注１～40　略］

別表第二号の二第５　海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

［１枚目～９枚目　略］

［注１～６　略］

７　６の欄は、次によること。

［⑴～⑶　略］

⑷　通過帯域幅の欄は、次によること。

［ア～ウ　略］

⑸　雑音温度の欄は、「何K」のように記載すること。

［８～41　略］

別表第二号の三第２　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［１枚目　略］

［４枚目　同左］

［注１～40　同左］

別表第二号の二第５　［同左］

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

［１枚目～９枚目　同左］

［注１～６　同左］

７　６の欄は、次によること。

［⑴～⑶　同左］

⑷　通過帯域幅の欄は、次によること。

［ア～ウ　同左］

⑷　雑音温度の欄は、「(何) K」のように記載すること。

［８～41　同左］

別表第二号の三第２　［同左］

［１枚目　同左］